

新たな解体用車両系建設機械の追加に伴う特別教育の
教育時間の見直し(案)

資料9

小型車両系建設機械の運転の業務に係る特別教育の科目及び範囲	整地・運搬・積み込み用及び掘削用	基礎工事用	解体用(現行)	解体用(改正案)	備考
-------------------------------	------------------	-------	---------	----------	----

学科教育

科目	範囲	時間	時間	時間	時間	時間
走行 走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	小型車両系建設機械の ①原動機 ②動力伝達装置 ③走行装置 ④かじ取り装置 ⑤ブレーキ ⑥電気装置 ⑦警報装置 ⑧走行に関する附属装置の構造及び取扱いの方法	3時間	2時間	2時間	2時間	走行装置は同じ
作業 作業に関する装置の構造、取扱い方法及び作業方法に関する知識	①小型車両系建設機械の種類及び用途 ②作業装置及び作業に関する附属装置の構造及び取扱いの方法 ③車両系建設機械による一般的作業方法	2時間	3時間	2時間	2.5時間(+0.5時間)	種類の増加による増
運転一般 運転に必要な一般的事項に関する知識	①小型車両系建設機械の運転に必要な力学(共通) ②土質工学 or コンクリート造の工作物等の種類及び構造 ③土木施工の方法(共通) ④ワイヤロープ及び補助具(基)	1時間	1時間	1時間	1.5時間(+0.5時間)	鉄骨造の工作物木造家屋の追加
関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則中の関係条項	1時間	1時間	1時間	1時間	法令は増加するが時間の増加は不要
		7時間	7時間	6時間	7時間	

実技教育

科目	範囲	時間	時間	時間	時間	時間
走行の操作	基本操作 定められたコースによる基本走行及び応用走行	4時間	3時間	4時間	4時間	走行装置は同じ
作業のための装置の操作	基本操作 定められた方法による基本施工及び応用施工 小旗等を用いて行う合図(基)	2時間	3時間	2時間	3時間(+1時間)	種類の増加による増
		6時間	6時間	6時間	7時間	

合計 13時間 13時間 12時間 14時間